

「やまなし共育未来宣言」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「やまなし共育未来宣言」（以下「宣言」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者の要件)

第2条 宣言に参加する事業者は、山梨県内に本社又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）であって、次の全てを満たす者とする（国を除く。）。

(1) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 重大な法令違反がないこと。

(参加方法)

第3条 「やまなし共育未来宣言」の主旨に賛同する法人等の代表者又は長は、宣言書（企業用）（様式第1号）又は宣言書（団体用）（様式第2号）により宣言する。

(登録)

第4条 県は、前条により宣言を行った法人等を「やまなし共育未来宣言」参加事業者（以下「参加事業者」という。）として登録するとともに、申請者に対して「『やまなし共育未来宣言』参加事業者証明書」（様式第3号）を交付し、参加事業者をホームページにおいて公表するものとする。

(取り組み（民間企業）)

第5条 参加事業者のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が適用される法人等は、宣言の日から令和10年3月31日までの間において、次の取り組みを行う。

(1) 宣言の内容について代表者から従業員に周知する。

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に配偶者が出産した男性従業員の全員に対し、法第2条第1号に定める育児休業の取得を促す。

(3) 取得を希望する従業員全員に法第2条第1号に定める育児休業を取得させる又は第23条第2項若しくは第24条第1項の規定に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置を講ずる。

(4) 前号の達成のため、必要な勤務条件等に関する制度を整備し、従業員に周知する。

(5) 第3号の達成のため、従業員の時間外労働時間の削減、業務の共有など組織全体の働き方改革に努める。

2 前項の取り組みについて、報告書（様式第4号）により令和9年3月31日及び令和10年3月31日までの状況をそれぞれの年の5月31日までに県に報告す

る。ただし、法第 22 条の 2 又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 22 年法律第 64 号）第 20 条等に基づき男性従業員の育児休業取得状況を公表している場合は、直近の公表情報を県に報告することで代えることができる。

（取り組み（地方公共団体等））

第 6 条 参加事業者のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が適用されない法人等は、宣言の日から令和 10 年 3 月 31 日までの間において、次の取り組みを行う。

（1）宣言の内容について長から職員に周知する。

（2）自法人等の勤務条件により育児休業取得の対象となる男性職員の全員に対し、育児休業の取得を促す。

（3）取得を希望する職員全員に育児休業を取得させる。

（4）前号の達成のため、必要な勤務条件等に関する制度を整備し、職員に周知する。

（5）第 3 号の達成のため、職員の時間外労働時間の削減、業務の共有など組織全体の働き方改革に努める。

2 前項の取り組みについて、報告書（様式第 5 号）により令和 9 年 3 月 31 日及び令和 10 年 3 月 31 日までの状況をそれぞれの年の 5 月 31 日までに県に報告する。

（変更）

第 7 条 参加事業者は、その所在地、名称に変更が生じたときは、事務局に連絡するものとする。

（登録の取り消し）

第 8 条 県は、参加事業者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、第 4 条の登録を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正な手段により参加企業として認められた場合

（2）参加企業が公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合

（3）その他事務局が登録を取り消すことが適当と認めた場合

2 事務局は、前項の取り消しを行った場合は、当該法人等へ通知するものとする。

（事務の所掌）

第 9 条 この要綱に関する事務は、山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策課において所掌する。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から令和 11 年 3 月 31 日まで施行する。

やまなし共育未来宣言

私は、人口減少問題に直面する山梨県における企業の長として、我が社の男性従業員育児休業取得率100%を目指すことをここに宣言します。

我が社の目標取得日数

我が社の取り組み

令和8年1月28日

株式会社〇〇

代表取締役社長

やまなし共育未来宣言

私は、人口減少問題に直面する山梨県における組織の長として、我が組織の男性職員育児休業取得率100%を目指すことをここに宣言します。

組織の目標取得日数

組織の取り組み

令和8年1月28日

〇〇組合

代表理事 (署名)

(様式第3号)

やまなし共育未来宣言 参加事業者証明書

名称 株式会社*****

所在地 甲府市*****

宣言日 令和8年1月28日

有効期限 令和11年3月31日

貴事業所はやまなし共育未来宣言に参加し、
「男性の育児休業取得促進」に積極的に取り組ん
でいる事業所として証明します

令和**年**月**日

山梨県知事 長崎 幸太郎

(様式第4号)

「やまなし共育未来宣言」取組状況報告書（第5条第2項関係）

企業名・団体名		
代表者		
報告日	令和 年 月 日	
従業員数（令和8年4月1日時点）		人
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に 子どもが生まれた男性従業員の人数		人（a）
令和9年3月31日までの取組状況		
(a) の従業員のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に育児休業等を取得した者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合も1人として数える		人（b）
(b) の取得者のうち、育児休業の取得日数が14日以上であった者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計して判別する		人（c）
14日以上取得率（(c) ÷ (a) × 100） ※小数点以下第2位を四捨五入		%
育児休業以外の 男性育児への取り組み		
令和10年3月31日までの取組状況		
(a) の従業員のうち、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に育児休業等を取得した者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合も1人として数える		人（d）
(d) の取得者のうち、育児休業の取得日数が14日以上であった者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計して判別する		人（e）
14日以上取得率（(e) ÷ (a) × 100） ※小数点以下第2位を四捨五入		%
(d) の取得者（取得者全員）の取得日数の平均 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計する ※小数点以下第2位を四捨五入		日
育児休業以外の 男性育児への取り組み		

(様式第5号)

「やまなし共育未来宣言」取組状況報告書（第6条第2項関係）

団体名・市町村名		
代表者・市町村長		
報告日	令和 年 月 日	
職員数（令和8年4月1日時点）		人
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの取組状況		
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に 子どもが生まれた男性職員の人数		人 (a)
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に 育児休業等を取得した男性職員の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は1人として数える		人 (b)
(b)の取得者のうち、育児休業の取得日数が2週間以上 であった者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計して判別する		人 (c)
2週間以上取得率 $((c) \div (a) \times 100)$ ※小数点以下第2位を四捨五入		%
(b)の取得者（取得者全員）の取得日数の平均 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計する ※小数点以下第2位を四捨五入		日
育児休業以外の 男性育児への取り組み		
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの取組状況		
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に 子どもが生まれた男性職員の人数		人 (d)
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に 育児休業等を取得した男性職員の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は1回のみを数える		人 (e)
(e)の取得者のうち、育児休業の取得日数が2週間以上 であった者の人数 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計して判別する		人 (f)
2週間以上取得率 $((f) \div (d) \times 100)$ ※小数点以下第2位を四捨五入		%
(e)の取得者（取得者全員）の取得日数の平均 ※同じ者が2回以上取得した場合は、取得期間を合計する ※小数点以下第2位を四捨五入		日
育児休業以外の 男性育児への取り組み		